

愛川町指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準等を定める条例の一部改正にあたり、パブリック・コメント手続を実施しなかった理由について

**【理由】**

本条例については、愛川町自治基本条例第19条第1項第1号イに規定する「町民等に義務を課し、又はその権利を制限する条例」であり、パブリック・コメント手続の対象となる条例であります。

今回の改正は、地域密着型サービスに新たに「地域密着型通所介護」（定員18人以下）が創設・移行され、地域密着型サービスの指定等に関する基準については、厚生労働省令に定める基準を基本とし、記録の保存期間等を、町独自基準として、省令の「2年間」を「5年間」に改める基準を設けていることから、地域密着型通所介護につきましても、他のサービスと同様、「5年間」とする条例の一部改正を行うものであります。

このようなことから、今回の改正内容は、一般町民に影響することはなく、また、対象事業者についても既に承知しているものであることから、愛川町自治基本条例第19条第2項第4号（軽微なもの）に該当するものと判断し、パブリック・コメント手続を実施しないこととしたものです。